

共済運営規則



○日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則

〔平成九年文部大臣認可〕

	ページ
第一章 総則（第一条・第二条）	一六五一
第二章 医療機関又は薬局及び社会保険診療報酬支払基金との契約（第三条―第七条）	一六五二
第二章の二 直営医療機関等における一部負担金の支払（第七条の二）	一六五三
第三章 福祉事業（第八条）	一六五四
第四章 資格確認書等（第九条―第十六条）	一六五四
第五章 給付の支給等（第十七条―第三十二条）	一六五八
第六章 掛金等の通知等（第三十三条―第三十四条）	一六六六
第七章 理事長及び理事の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他事業団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（第三十五条）	一六六七
第八章 雑則（第三十六条）	一六六七
附則	一六六七

○日本私立学校振興・共済事業団共済 運営規則

(平成九年十二月二十四日
文部大臣認可諸高第四十六の一号)

〔沿革〕

平成十二年 三月三十一日 諸政第四の五号改正
平成十二年 二月二十七日 諸政第四の一、二号改正
平成十四年 三月二十九日 一三諸文科高第二二四四号改正
平成十四年 一月二十七日 一四諸文科高第五一四号改正
平成十五年 三月三十一日 一四諸文科高第七二一号改正
平成十五年 九月三十日 一五諸文科高第四七一一号改正
平成十六年 三月三十一日 一五諸文科高第八四三三号改正
平成十七年 四月一日 一七諸文科高第八号改正
平成十八年 九月二十九日 一八諸文科高第二六四四号改正
平成十九年 三月三十日 一八諸文科高第四〇二二号改正
平成十九年 九月二十八日 一九諸文科高第三七九号改正
平成二十年 一月二十五日 一九諸文科高第三一八号改正
平成二十年 三月三十一日 一九諸文科高第四〇九号改正
平成二十年 二月二十六日 二〇諸文科高第二六〇号改正
平成二十一年 五月一日 二一諸文科高第六〇三三号改正
平成二十一年 二月二十八日 二一受文科高第八一五号改正
平成二十二年 九月一日 二二受文科高第一〇九四号改正
平成二十四年 三月三十日 二三受文科高第三六九六号改正
平成二十六年 三月三十一日 二五受文科高第二六八五号改正
平成二十六年 二月二十九日 二六受文科高第二〇二七号改正
平成二十七年 四月一日 二七受文科高第一〇三三号改正
平成二十七年 九月三十日 二七受文科高第一三四五号改正

共済運営規則

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則

目次

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 医療機関又は薬局及び社会保険診療報酬支払基金との契約(第三条―第七条)
- 第二章の二 直営医療機関等における一部負担金の支払(第七条の二)
- 第三章 福祉事業(第八条)
- 第四章 資格確認書等(第九条―第十六条)
- 第五章 給付の支給等(第十七条―第三十二条)
- 第六章 掛金等の通知等(第三十三条―第三十四条)

平成二十八年 九月三十日 二八受文科高第一二四二号改正
平成二十九年 三月三十一日 二八受文科高第二二〇八号改正
平成二十九年 七月三十一日 二九受文科高第七八九号改正
平成三十一年 七月二十七日 三〇受文科高第六一六号改正
令和元年 七月三十一日 元受文科高第三一三三号改正
令和二年 三月二十九日 元文科高第一二四一号改正
令和二年 九月三十日 二受文科高第九五三三号改正
令和二年 二月二十二日 二受文科高第一二八八号改正
令和三年 三月一日 二受文科高第一六二五号改正
令和四年 九月三十日 四文科高第九七八号改正
令和四年 二月二十八日 四文科高第一四三九号改正
令和五年 二月二十八日 五文科高第一四五七号改正
令和六年 三月二十八日 五文科高第二二七二号改正
令和六年 二月二十九日 六文科高第一四〇九号改正

共済運営規則

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（第一条―第四条） 第一章 総則・第 一六五二

第七章 理事長及び理事の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制の整備に関する事項（第三十五条）

第八章 雑則（第三十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号。以下「事業団法」という。）第一条及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。）第一条に規定する目的を達成するため、その共済業務に関し、事業団法第二十五条第二項及び同条第五項において準用する同条第四項並びに日本私立学校振興・共済事業団法施行規則（平成九年文部省令第四十一号）第十六条の規定に基づき、この規則を定める。

本条：一部改正〔平成一五年九月一五諸文科高四七一号・二七年四月二七受文科高一〇三号〕

（共済業務執行の基本原則）

第二条 事業団の共済業務は、法令、共済規程及びこの規則の定めるところに従い、適正かつ確実な運営を期するとともに、私立学校及び社会保険に関する国の施策に順応するように執行されな

ければならない。

第二章 医療機関又は薬局及び社会保険診療報酬支払基金との契約

医療機関又は薬局との契約

（医療機関又は薬局との契約）

第三条 事業団は、共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「組合法」という。）第五十五条第一項第二号の規定により、加入者及び被扶養者の療養について、国、地方公共団体又は共済組合が当該職員又は組合員のために経営する医療機関又は薬局と契約することができる。

2 事業団は、共済法第二十五条において準用する組合法第五十五条第六項の規定により、療養に要する費用の額について、前項に規定する医療機関又は薬局のほか、保険医療機関又は保険薬局と契約することができる。

3 前二項の契約は、理事長又はその委任を受けた者でなければ、これを行うことができない。

（契約書の作成等）

第四条 理事長又はその委任を受けた者は、前条第一項の契約をしようとする場合には、契約の目的、診療の範囲、診察の費用の額の計算方法、一部負担金の取扱い、診療報酬の請求及び支払の手続、契約の期間、診療に要する帳簿書類の保存期間その他必要な

事項を記載した契約書を作成しなければならない。

2 理事長又はその委任を受けた者は、前条第二項の契約をしようとする場合には、契約の目的、診療の費用の額の計算方法その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

3 前二項の契約書には、契約当事者が記名して印を押さなければならない。

4 事業団は、前条第一項又は第二項の契約をしたときは、契約をした医療機関又は薬局の名称及び所在地、診療の範囲、診療の費用の負担方法その他必要な事項を加入者に明らかにするものとする。

(一部負担金の減免)

第五条 加入者は、第三条第一項に規定する医療機関のうち契約で定めるものから療養の給付を受ける場合には、当該契約の定めるところにより、共済法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項に規定する一部負担金の額の全部又は一部の支払を要しない。

(社会保険診療報酬支払基金との契約)

第六条 事業団は、社会保険診療報酬支払基金(以下「基金」という。)との契約により、共済法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項第三号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者(共済法第二十五条において準用す

共済運営規則

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則
医療機関等における一部負担金の支払

る組合法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)に対する加入者及び被扶養者の療養又は指定訪問看護事業者から受ける指定訪問看護(同項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の費用の支払に関する事務及び診療報酬請求書又は訪問看護療養費請求書の審査に関する事務を基金に委託するものとする。

2 事業団は、基金との契約により、第三条第一項に規定する医療機関又は薬局に対する加入者及び被扶養者の療養の費用の支払に関する事務及び診療報酬請求書の審査に関する事務を基金に委託することができる。

3 第三条第三項の規定は、第二項の契約について準用する。

一項…一部改正(平成一八年九月一八諸文科高二六四号)

(契約書の作成)

第七条 理事長又はその委任を受けた者は、前条第一項又は第二項の契約をしようとする場合には、契約の目的、委託金の額、支払金請求の手續、事務費の額、契約の期間その他必要な事項を記載した契約書を作成するものとする。

2 第四条第三項の規定は、前項の契約書について準用する。

第二章の二 直営医療機関等における一部負担金の支払

本章…追加(平成一四年三月一三諸文科高二四四号)

(第五条―第七条) 第二章の二 直営

共済運営規則

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（第七條の二―第一〇條）
事業・第四章 資格確認書等

第三章 福

一六五四

（直営医療機関等における一部負担金の支払）

第七條の二 加入者は、共済法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項の規定により同項第一号に掲げる事業団の経営する医療機関又は薬局（以下「直営医療機関等」という。）から療養を受ける場合には、共済法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該療養について健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額の範囲内で理事長が別に定める額を一部負担金として支払うものとする。

本条…追加〔平成一四年三月一三諸文科高二四四号〕、一部改正〔平成一四年一月一四諸文科高五一四号・一五年三月七二二号〕

第三章 福祉事業

（福祉事業）

第八條 事業団が行う福祉事業の執行に関し必要な事項は、文部科学大臣の承認を受けて理事長が定めるものとする。

本条…一部改正〔平成一二年二月諸政四の二二号〕

第四章 資格確認書等

章名…改正〔令和六年一月六文科高一四〇九号〕

（加入者記録）

第九條 事業団は、加入者ごとに、加入者の資格の得喪、標準報酬

月額及び標準賞与額の異動、被扶養者、給付その他所要の事項を記録して、整理保管しなければならない。

2 私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号。以下「施行規則」という。）第三条の四第二項に規定する加入者に係る前項の規定の適用については、同項中「加入者の」とあるのは「加入者又は施行規則第三条の四第二項に規定する第四号厚生年金被保険者等の」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、加入者に関する事項と同項に規定する第四号厚生年金被保険者等に関する事項のうち共通する事項については、一の記録をもって足りるものとする」とする。

本条…一部改正〔平成一五年三月一四諸文科高七二二号〕、一項…一部改正・二項…追加〔平成二七年九月二七受文科高一三四五号〕、二項…一部改正〔平成二八年九月二八受文科高一一二四二号〕

（確認通知書の送付）

第十條 事業団は、施行規則第一条第一項、第一条の二の六から第一条の五第二項まで、第三条の七、第三十四条（第三十四条の二において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十四条の三（第三十四条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十七条の二又は第三十七条の三の規定による報告、届出、申請又は申出に基づき、加入者記録を作成、更新又は削除した場合は、様式第一号、様式第二号又は様式第三号による確認通知書を

共済法第十四条に規定する学校法人等（共済法附則第十項の規定により学校法人とみなされるものを含む。以下「学校法人等」という。）及び当該加入者に送付するものとする。この場合において、当該加入者に対する確認通知書の送付は、当該学校法人等を経て行うものとする。

2 前項の規定により確認通知書の送付を受けた学校法人等及び加入者は、その内容を確認し、異議がある場合には、事業団に申し出ることができる。この場合において、当該加入者からの異議の申出は当該学校法人等を経て行うものとする。

一項…一部改正〔平成一五年三月一四諸文科高七二二号・一七年四月一七諸文科高八号・二六年三月二五受文科高二六八五号・二七年九月二七受文科高三四四号・二八年九月二八受文科高二四二二号・二九年三月三〇八号・令和二年三月元文科高一二四一号・四年一月四文科高一四三九号〕

（資格確認書）

第十一条 事業団は、施行規則第一条の七第一項若しくは施行規則

第二条第四項の規定による申請書の提出を受けたとき又は同条第一項の規定により資格確認書の提出を受けたときは、様式第五号による資格確認書を作成し、それぞれ当該学校法人等を経て、これを加入者に交付しなければならない。

2 事業団は、毎年一定の期日を定め、資格確認書の検認又は更新をしなければならない。

3 事業団は、前項の規定により資格確認書（被扶養者に係るもの

共済運営規則

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（確認書等

に限る。）の検認又は更新を行う場合は、必要に応じ、被扶養者の生計維持に関する証明書類等の提出を求めることができる。

4 事業団は、施行規則第二条第九項の規定により資格確認書の提出を受けたときは、直ちに、これを検認し、更新し、又は訂正した資格確認書を作成して、当該学校法人等を経て、加入者に送付し、又は交付しなければならない。

四項…削除・旧五項…四項に繰上〔平成二二年九月二受文科高一〇九四号〕、見出…一・四項…一部改正・二項…削除・三項…追加・旧三項…一部改正し二項に繰上〔令和六年一月六文科高一四〇九号〕

（被扶養者に係る確認）

第十一条の二 事業団は、毎年一定の期日を決め、被扶養者に係る確認をしなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により被扶養者に係る確認を行う場合について準用する。

本条…追加〔令和六年一月六文科高一四〇九号〕

（加入者資格証）

第十二条 事業団は、加入者の資格を取得した者のうち丙種加入者に対しては、当該学校法人等を経て、様式第六号による加入者資格証を交付するものとする。

2 事業団は、施行規則第二条の四において読み替えて準用する施行規則第二条第一項の規定により加入者資格証の提出を受けたとき又は施行規則第二条の四において読み替えて準用する施行規則

（第一条―第二条） 第四章 資格

共済運営規則

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（第一条―第一条）

第四章 資格

一六五六

確認書等

第二条第四項の規定により加入者資格証に係る申請書の提出を受けたときは、加入者資格証を作成し、それぞれ当該学校法人等を経て、これを加入者に交付しなければならない。

二項：追加〔平成二〇年三月一九諸文科高四〇九号〕、一部改正〔令和六年一月六文科高一四〇九号〕

（資格確認書等整理簿）

第十三条 事業団は、資格確認書等整理簿を備え、所要の事項を記載して整理しなければならない。

見出・本条…一部改正〔令和六年一月六文科高一四〇九号〕

（資格情報通知書）

第十四条 事業団は、加入者（甲種加入者及び乙種加入者に限る。

以下この条において同じ。）の資格を取得した者又は被扶養者に係る有するに至った加入者に対し、当該加入者又はその被扶養者に係る情報を、当該学校法人等を経て、施行規則第二条の五第一項に規定する資格情報通知書により通知しなければならない。

2 前項の規定は、施行規則第二条の五第一項各号に掲げる事項に変更が生じた場合（資格確認書の交付を受けている場合を除く。）について準用する。

3 事業団は、施行規則第三条第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る加入者又はその被扶養者の資格に係る情報を、当該学校法人等を経て、資格情報通知書により加入者に再通知しなければならない。

本条…全部改正〔平成二二年九月二〇受文科高一〇九四号〕、一項…一部改正〔令和二年三月元文科高二四一号、四年二月四文科高一四三九号〕、本条…全部改正〔令和六年一月六文科高一四〇九号〕

（高齢受給者証）

第十五条 事業団は、加入者が共済法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項第二号若しくは第三号の規定に該当することとなる場合又はその被扶養者が共済法第二十五条において準用する組合法第五十七条第二項第一号ハ又はニの規定に該当することとなる場合には、直ちに、様式第七号による高齢受給者証を作成し、当該学校法人等を経て、これを加入者に交付しなければならない。

2 第十一条第一項の規定は、高齢受給者証について準用する。この場合において、「施行規則第一条の七第一項若しくは」とあるのは「施行規則第三条の二第三項において準用する」と、「同条第一項」とあるのは「施行規則第三条の二第三項において読み替えて準用する施行規則第二条第一項」と読み替えるものとする。

3 第十一条第二項及び第四項の規定は、高齢受給者証について準用する。この場合において、同項中「施行規則第二条第九項」とあるのは「施行規則第三条の二第三項において準用する施行規則第二条第九項」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成一四年一月一四諸文科高五一四号〕、一項…一部改正〔平成一五年三月一四諸文科高七二二号〕、三項…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高

一三四五号」、一―三項…一部改正・旧一五条の二…繰上(令和六年一月六文科高一四〇九号)

(高齢受給者証整理簿)

第十五条の二 事業団は、高齢受給者証整理簿を備え、所要の事項を記載して整理しなければならない。

本条…追加(平成一四年一月一四諸文科高五一四号)、旧一五条の三…繰上(令和六年一月六文科高一一四〇九号)

(任意継続加入者に係る資格確認書等の特例)

第十六条 事業団は、共済法第二十五条において準用する組合法第二百六条の五第一項の規定による申出に基づき、任意継続加入者に係る加入者記録を作成した場合又は施行規則第三十三条の二第一項の規定による報告若しくは同条第二項の規定により読み替えられた施行規則第一条の五第一項若しくは第二項の規定による申請に基づき、任意継続加入者に係る加入者記録を更新若しくは削除した場合は、理事長が別に定める様式による確認通知書を当該任意継続加入者に送付するものとする。

2 前項の規定により確認通知書の送付を受けた任意継続加入者は、その内容を確認し、異議がある場合は、事業団に申し出るることができる。

3 事業団は、施行規則第三十三条の二第二項において読み替えて適用される施行規則第一条の七第一項、施行規則第二条第一項又

は第四項の規定により資格確認書又は申請書の提出を受けたときは、様式第五号による資格確認書を作成し、任意継続加入者に交付しなければならない。

4 任意継続加入者及びその被扶養者に係る第十四条の規定の適用については、同条第一項中「加入者(甲種加入者及び乙種加入者に限る。以下この条において同じ。)」の資格を取得した者」とあるのは「任意継続加入者となった者」と、「情報を、当該学校法人等を経て」とあるのは「情報を」と、同条第三項中「施行規則第三条第一項」とあるのは「施行規則第三十三条の二第二項において読み替えて適用される施行規則第三条第一項」と、「情報を、当該学校法人等を経て」とあるのは「情報を」とする。

5 任意継続加入者及びその被扶養者に係る第十五条(第三項を除く。)の規定の適用については、第一項中「当該学校法人等を経て、これを」とあるのは「これを」と、第二項中「において準用する」とあるのは「において準用する施行規則第三十三条の二第二項の規定により読み替えて適用する」と、「施行規則第二条第一項」とあるのは「施行規則第三十三条の二第二項の規定により読み替えて適用する施行規則第二条第一項」と、「当該学校法人等を経て、これを」とあるのは「これを」とする。

6 任意継続加入者及びその被扶養者に係る資格確認書及び高齢受給者証の検認又は更新については、第十一条第二項及び第十五条

共済運営規則

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（第一七条・第一八条）

第五章 給付

一六五八

の支給等

第三項の規定にかかわらず、行わないものとする。

7 任意継続加入者の被扶養者に係る確認については、第十一条の

第二項の規定にかかわらず、行わないものとする。

8 任意継続加入者及びその被扶養者に係る高齢受給者証の記載事

項の訂正については、第十五条第二項の規定にかかわらず、第三項の規定を準用する。

三項：一部改正・六・九項：追加・旧六項：一部改正し七項に繰下・旧七項：八項に繰下〔平成一四年一月一四諸文科高五一四号〕、一・三項：一部改正〔平成一五年三月一四諸文科高七二二号〕、一・三・五・九項：一部改正〔平成二二年九月二二受文科高一一〇九四号〕、一・三・六・九項：一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一一三四五号〕、一・五項：一部改正〔令和二年三月元文科高一一二四一号〕、一項：一部改正〔令和四年二月四文科高一一四三九号〕、見出：一部改正・三・五項：削除・四項：追加・旧四項・旧六・九項：一部改正し一項ずつ繰上〔令和六年一月六文科高一四〇九号〕

第五章 給付の支給等

（短期給付の支給）

第十七条 事業団は、施行規則第四条第一項の規定又は第二十二
条、第二十三条若しくは第二十四条の規定による給付の請求を受
けたときは、遅滞なく、審査決定の上、直ちに、当該学校法人等
を経て、当該請求に係る給付を支給しなければならない。ただ
し、特別の理由がある場合にあっては、当該学校法人等を経由し
ないことができる。

2 事業団は、前項に規定する給付の請求を受けた場合において、

請求額と決定額とが異なるとき、又はその決定が請求に応ずるこ

とができないものであるときは、理由を付して、その旨を直ち
に、当該学校法人等を経て、請求者に通知しなければならない。

3 事業団は、第一項に規定する給付の請求の審査において必要が
あると認めるときは、医師又は歯科医師等の意見を求めるもの
とする。

4 傷病手当金、出産手当金、休業手当金及び傷病手当金付加金
は、各月を単位として支給し、その他の給付は、その都度これを
支給するものとする。

5 第一項の規定により給付を支給する場合において、当該給付が
加入者の資格を喪失した後に係るものであるときは、直ちに、当
該請求者に支給しなければならない。

（限度額適用認定証）

第十八条 事業団は、施行規則第四条の十一の二第一項の規定によ
る認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶
養する加入者）から同条第二項に規定する申請書の提出があつた
ときは、直ちに、様式第八号による限度額適用認定証を作成し、
当該学校法人等を経て、これを加入者に交付しなければならない。
い。

本条：一部改正〔平成一四年一月一四諸文科高五一四号〕、見出：本条：一部改
正〔平成一九年三月一八諸文科高四〇二号〕、本条：一部改正〔令和二年九月二二受
文科高九五三号〕

(限度額適用・標準負担額減額認定証)

第十八条の二 事業団は、施行規則第四条の十三第一項の規定による認定を受けようとする者(その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する加入者)から同項に規定する書類の提出があったときは、直ちに、様式第八号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証を作成し、当該学校法人等を経て、これを加入者に交付しなければならない。

本条：追加〔平成一四年一月一四諸文科高五一四号〕、一部改正〔平成一九年三月一八諸文科高四〇二号、令和二年九月二受文科高九五二号〕

(診療報酬領収済証明書)

第十九条 施行規則第五条第一項の規定による請求書には、共済法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関若しくは薬局又はその他の療養機関が作成した様式第九号、様式第十号、様式第十一号又は様式第十二号による診療報酬領収済証明書を添付しなければならない。

本条…一部改正〔平成一八年九月一八諸文科高二六四号〕

(状況報告書)

第二十条 短期給付の給付事由が事故又は第三者の行為によって生じた場合には、様式第十三号による状況報告書を添付しなければならない。

(災害状況明細書)

共済運営規則
日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則
給付の支給等

第二十一条 施行規則第十三条第一項に規定する請求書には、様式第十四号による災害状況明細書を添付しなければならない。

(高額療養費の請求)

第二十二条 施行規則第五条第六項に規定する高額療養費の支給を受けようとするときは、当該学校法人等の証明を受けた次に掲げる事項を記載した所定の請求書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一 加入者の氏名及び生年月日

二 加入者等記号・番号(共済法第四十五条第一項に規定する加入者等記号・番号をいう。以下同じ。)

三 学校法人等の名称及び所在地

四 療養者の氏名及び生年月日

五 請求金額

六 診療年月

七 医療機関の名称及び所在地

八 その他必要な事項

2 前項の場合において、当該高額療養費に係る療養が私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号。以下「施行令」という。)第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号。以下「組合法施行令」という。)第十一条の三の三第一項第二号に規定する特定給付対象

療養に該当するものである場合には同号に規定する費用として支払った額に関する証拠書類を、当該高額療養費を受けようとする者が施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号に該当するものである場合にはその該当することを証明する書類を添えなければならない。

3

第一項の場合において、当該療養若しくは指定訪問看護に要した費用に係る診療報酬請求書若しくは訪問看護療養費請求書が基金から送付されたとき又は当該療養に要した費用に係る診療報酬請求書が直営医療機関等から送付されたときは、前項に規定する高額療養費請求書の提出があったものとすることができ。

二・三項：一部改正〔平成一四年三月一三諸文科高二二四四号〕、二項：一部改正〔平成一四年一月一四諸文科高五一四号・一五年三月七二一号・二二年二月二〇諸文科高二六〇号・二六年二月二六受文科高二〇二七号〕、一・二項：一部改正〔平成二九年七月二九受文科高七八九号〕、二項：一部改正〔平成三〇年七月三〇受文科高六一六号〕、一項：一部改正令和二年九月二受文科高九五三三号〕

（付加給付の請求）

第二十三条 共済規程第二十三条に規定する給付のうち、次の各号に掲げる給付の支給を受けようとする者は、当該学校法人等の証明を受けた当該各号に定める所定の請求書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。ただし、家族療養費付加金、出産費付加金、家族出産費付加金、埋葬料付加金、家族埋

葬料付加金、弔慰金付加金、家族弔慰金付加金又は災害見舞金付加金については、それぞれ家族療養費、出産費、家族出産費、埋葬料、家族埋葬料、弔慰金、家族弔慰金又は災害見舞金の請求書に併記して請求することができる。

一 家族療養費付加金 施行規則第五条第一項各号に掲げる事項を記載した請求書

二 出産費付加金又は家族出産費付加金 施行規則第九条第一項各号に掲げる事項を記載した請求書

三 埋葬料付加金又は家族埋葬料付加金 施行規則第十一条第一項各号に掲げる事項を記載した請求書

四 弔慰金付加金又は家族弔慰金付加金 施行規則第十二条第一項に掲げる事項を記載した請求書

五 傷病手当金付加金 施行規則第十四条第一項各号に掲げる事項を記載した請求書

六 災害見舞金付加金 施行規則第十三条第一項各号に掲げる事項を記載した請求書

2 入院付加金又は家族入院付加金の支給を受けようとする者は、当該学校法人等の証明を受けた次に掲げる事項を記載した所定の請求書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。ただし、入院付加金については療養費の請求書に、家族入院付加金については家族療養費の請求書に、それぞれ併記して請

求することができる。

- 一 加入者の氏名及び生年月日
- 二 加入者等記号・番号
- 三 学校法人等の名称及び所在地
- 四 療養者の氏名及び生年月日
- 五 入院期間及び請求金額
- 六 医療機関の名称及び所在地
- 七 その他必要な事項

3

共済法第二十五条において準用する組合法第五十七条第四項から第六項までの規定の適用を受ける家族療養費に係る家族療養費付加金、共済法第二十五条において準用する組合法第五十七条の第三項の規定により準用される組合法第五十六条の第二第三項及び第四項の規定による家族訪問看護療養費に係る家族訪問看護療養費付加金、共済法第二十五条において準用する組合法第五十四条及び第五十五条の規定による療養の給付並びに共済法第二十五条において準用する組合法第五十五条の第三項の規定により準用される組合法第五十五条の第三項から第五項までの規定による保険外併用療養費に係る入院付加金又は共済法第二十五条において準用する組合法第五十七条第四項から第六項までの規定による家族療養費に係る家族入院付加金の支給を受けようとする者は、当該学校法人等の証明を受けた次に掲げる事項を記載した所

共済運営規則

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（第二三条） 第五章 給付の支給等

定の請求書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。ただし、当該療養若しくは指定訪問看護に要した費用に係る診療報酬請求書若しくは訪問看護療養費請求書が基金から送付されたとき又は当該療養に要した費用に係る診療報酬請求書が直営医療機関等から送付されたときは、当該付加金に係る請求書の提出があったものとすることができる。

- 一 加入者の氏名及び生年月日
- 二 加入者等記号・番号
- 三 学校法人等の名称及び所在地
- 四 療養者の氏名及び生年月日
- 五 請求金額
- 六 診療年月
- 七 医療機関の名称及び所在地
- 八 その他必要な事項

4

結婚手当金の支給を受けようとする者は、当該学校法人等の証明を受けた次に掲げる事項を記載した所定の請求書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

- 一 加入者の氏名及び生年月日
- 二 加入者等記号・番号
- 三 学校法人等の名称及び所在地
- 四 請求金額

五 婚姻年月日

六 その他必要な事項

5

災害見舞金付加金の請求書には様式第十四号による災害状況明細書を、結婚手当金の請求書には結婚したことを証明する書類を添付するものとし、災害見舞金付加金の請求書については、給付事由の発生の日から二十日以内に提出するものとする。

三項：一部改正〔平成一四年三月一三諸文科高二二四四号〕、一・三項：一部改正〔平成一四年一月一四諸文科高五一四四号〕、三項：一部改正〔平成一五年三月一四諸文科高七二二号・一八年九月一八諸文科高二六四号〕、三項：一部改正〔平成二〇年三月一九諸文科高四〇九号〕、二四項：一部改正〔令和二年九月二受文科高九五三号〕

（一部負担金の額等の払戻しの請求）

第二十四条 共済規程第二十四条第一項の規定により一部負担金の

額等の払戻しを受けようとする者は、当該学校法人等の証明を受けた施行規則第五条第一項各号に掲げる事項を記載した所定の請求書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。ただし、当該一部負担金の額等の払戻しは、療養費の請求書に併記して請求することができる。

2

共済法第二十五条において準用する組合法第五十四条及び第十五条に規定する療養の給付並びに共済法第二十五条において準用する組合法第五十五条の五第三項の規定により準用される組合法第五十五条の三第三項から第五項までの規定による保険外併用

療養費並びに共済法第二十五条において準用する組合法第五十六条の二第三項及び第四項の規定による訪問看護療養費に係る一部負担金の額等の払戻しを受けようとする者は、当該学校法人等の証明を受けた次に掲げる事項を記載した所定の請求書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。ただし、当該療養若しくは指定訪問看護に要した費用に係る診療報酬請求書若しくは訪問看護療養費請求書が基金から送付されたとき又は当該療養に要した費用に係る診療報酬請求書が直営医療機関等から送付されたときは、当該一部負担金の額等の払戻しに係る請求書の提出があつたものとすることができる。

一 加入者の氏名及び生年月日

二 加入者等記号・番号

三 学校法人等の名称及び所在地

四 請求金額

五 診療年月

六 医療機関の名称及び所在地

七 その他必要な事項

二項：一部改正〔平成一四年三月一三諸文科高二二四四号・一五年三月一四諸文科高七二二号・一八年九月一八諸文科高二六四号・令和二年九月二受文科高九五三号〕

（特定疾病療養受療証）

第二十五条 事業団は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第九項の規定による事業団の認定を受けようとする者から施行規則第四条の九の三第一項に規定する書類の提出があったときは、直ちに、様式第十五号による特定疾病療養受療証を作成し、これを加入者に交付しなければならない。

本条…一部改正〔平成一四年二月一四諸文科高五一四号・一五年三月七二一
号・二二年二月二〇諸文科高二六〇号・五月二一諸文科高六〇三五号・二九年七月
二九受文科高七八九号〕

(特定疾病療養受療証整理簿)

第二十六条 事業団は、特定疾病療養受療証整理簿を備え、所要の事項を記載して整理しなければならない。

(資格喪失後継続給付証明書等)

第二十七条 事業団は、共済法第二十五条において準用する組合法第五十九条第一項又は第二項の規定により加入者の資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特別被保険者となった者で引き続き療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けようとする者から施行規則第七条第一項又は第二項の届書の提出があったときは、直ちに、様式第十六号による資格喪失後継続給付証明書を作成し、これをその者に交付しなければならない。

共済運営規則

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則
の支給等

2 第十一条第一項の規定は、資格喪失後継続給付証明書について準用する。この場合において、「施行規則第一条の七第一項若しくは」とあるのは「施行規則第七条第八項において読み替えて準用する」と、「当該学校法人等を経て、これを」とあるのは「これを」と読み替えるものとする。

3 事業団は、施行規則第七条第一項又は第二項の届出をした者が共済法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項第二号又は第五十七条第二項第一号ハの規定に該当することとなる場合には、直ちに、様式第七号による高齢受給者証を作成し、これをその者に交付しなければならない。

4 前項の規定に基づき交付された高齢受給者証に係る第十五条第二項の規定の適用については、同項中「施行規則第三条の二第三項において準用する」と、「同条第一項」とあるのは「施行規則第三条の二第三項において読み替えて準用する施行規則第二条第一項」ととあるのは「施行規則第七条第十三項の規定により読み替えて適用する第三条の二第三項において準用する」と、「当該学校法人等を経て、これを」とあるのは「これを」ととする。

5 前二項の規定に係る高齢受給者証の検認及び更新については、第十五条第三項の規定にかかわらず、行わないものとする。

6 第三項又は第四項の規定に係る高齢受給者証の記載事項の訂正

(第二十五条・第二十七条) 第五章 給付

共済運営規則

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（第二八条―第三〇条の二）

第五章

一六六四

給付の支給等

については、第十五条第二項の規定にかかわらず、第十六条第三項の規定を準用する。

見出：全部改正・三―六項：追加（平成一四年一月一四諸文科高五一四号）、
一・三項：一部改正（平成一五年三月一四諸文科高七二二号）、一項：一部改正
（平成一八年九月一八諸文科高二六四号）、二―六項：一部改正（令和六年一月
六文科高一四〇九号）

（資格喪失後継続給付証明書整理簿）

第二十八条 事業団は、資格喪失後継続給付証明書整理簿を備え、
所要の事項を記載して整理しなければならない。

（休業手当金の給付事由及び期間）

第二十九条 共済法第二十五条において準用する組合法第六十八条
第五号に規定する共済運営規則で定める事由は次の各号に掲げる
事由とし、同号に規定する共済運営規則で定める期間は当該各号
に定める期間とする。

一 加入者の配偶者又は三親等内の親族で被扶養者でないものの
病気又は負傷 五日以内において欠勤した期間

二 前号に掲げるもののほか、理事長がやむを得ないと認める事
由 理事長が定める期間

（任意継続加入者に係る給付の支給等の特例）

第三十条 任意継続加入者に係る第十七条第一項若しくは第二項、
第十八条、第十八条の二、第二十二條第一項、第二十三條第一項
から第四項まで又は第二十四条の規定の適用については、第十七

条第一項中「当該学校法人等を経て、当該」とあるのは「当該」
と、同条第二項中「当該学校法人等を経て、請求者」とあるのは
「請求者」と、第十八条及び第十八条の二中「当該学校法人等を
経て、これを」とあるのは「これを」と、第二十二條第一項中
「当該学校法人等の証明を受けた次」とあるのは「次」と、「当
該学校法人等を経て、事業団」とあるのは「事業団」と、第二十
三条第一項中「当該学校法人等の証明を受けた当該」とあるのは
「当該」と、「当該学校法人等を経て、事業団」とあるのは「事
業団」と、同条第二項、第三項及び第四項中「当該学校法人等の
証明を受けた次」とあるのは「次」と、「当該学校法人等を経
て、事業団」とあるのは「事業団」と、第二十四条第一項中「当
該学校法人等の証明を受けた施行規則」とあるのは「施行規則」
と、「当該学校法人等を経て、事業団」とあるのは「事業団」
と、同条第二項中「当該学校法人等の証明を受けた次」とあるのは
「次」と、「当該学校法人等を経て、事業団」とあるのは「事
業団」とする。

本条…一部改正（平成一四年一月一四諸文科高五一四号）

（老齢厚生年金の裁定等の請求に係る書類の送付）

第三十条の二 事業団は、地方公共団体情報システム機構から厚生
年金保険法第四十二条若しくは附則第八条（附則第八条の二第一
項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による

老齢厚生年金又は共済法第二十五条において準用する組合法第七十七条の規定による退職年金の裁定又は決定の請求をすると見込まれる者（以下この条において「請求者」という。）に係る住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報の提供を受け、当該請求者に対し当該請求に係る書類を送付することができる。

本条…追加〔平成二〇年一月一九諸文科高三一八号〕、見出・本条…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高「三四五号」、本条…一部改正〔平成二八年九月二八受文科高「二四二号」〕

（年金等給付の支給）

第三十一条 第十七条第一項本文の規定は、施行規則第四十二条から第四十五条までの規定において読み替えて準用する厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の規定及び施行規則第五十二条の規定により厚生年金保険法による保険給付の請求を受けた場合並びに施行規則第十七条において準用する施行規則第四条の規定により退職等年金給付の請求を受けた場合について準用する。この場合において、同項中「直ちに、当該学校法人等を経て、当該」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。

2 事業団は、前項に規定する給付の請求を受けた場合において、その決定が請求に応ずることができないものであるときは、理由

共済運営規則

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則
の支給等

を付して、その旨を直ちに、請求者に通知しなければならない。

見出・一項…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高「三四五号」〕

（年金証書）

第三十二条 事業団は、施行規則第四十二条、第四十三条又は第四十四条において準用する厚生年金保険法施行規則第三十条第一項、第三十条の二第一項若しくは第二項、第三十条の四第一項、第四十四条第一項、第六十条第一項又は第六十条の二第一項の規定による請求書の提出があった場合において、審査の結果、厚生年金保険法による保険給付を受ける権利の確定したものに對しては、当該請求者に様式第十七号による年金証書を交付する。

2 事業団は、施行規則第二十四条第一項、第二十六条第一項若しくは第二項、第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による請求書の提出があった場合において、審査の結果、新たに退職等年金給付を受ける権利の確定したものに對しては、当該請求者に様式第十七号の二による年金証書を交付する。

3 事業団は、施行規則第二十一条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請者に新たな年金証書を交付するものとする。

4 事業団は、施行規則第二十条第一項本文又は第五十条第一項本文の規定による改氏名に関する届書の提出があったときは、当該届出者に新たな年金証書を交付するものとする。

（第三十一条・第三十二条）

第五章 給付

共済運営規則 日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（第三十三条・第三十三条の二） 第六章 掛金等の通知等 一六六六

六項：一部改正〔平成一二年三月諸政四の五号〕、一・三項：一部改正・二項：全部改正・四・六項：削除・旧五項：一部改正し四項に繰上〔平成一七年九月一七受文科高一三四五号〕、三・四項：一部改正〔令和五年一二月五文科高四四五七号〕

第六章 掛金等の通知等

（掛金等及び子ども・子育て拠出金の計算並びに掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知書の送付）

第三十三条 事業団は、学校法人等ごとに、当該学校法人等及びその使用する加入者の負担すべき毎月の掛金及び加入者保険料（共済法第二十七条第一項に規定する加入者保険料をいう。次項において同じ。）並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十九条の規定に基づく当該学校法人等の負担すべき毎月の拠出金（以下「子ども・子育て拠出金」という。）をあらかじめ算出するものとする。

2 事業団は、前項の規定により算出した掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）並びに子ども・子育て拠出金の額を様式第十八号による掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知書に記載して、毎月の納付期限の少なくとも十日前までに当該学校法人等に送付するものとする。

3 事業団は、前項の規定にかかわらず、掛金等及び子ども・子育て拠出金を口座振替の方法により納付する学校法人等については、第一項の規定により算出した掛金等及び子ども・子育て拠出

金の額を様式第十九号による掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知書（口座振替用）に記載して、毎月の納付期限の少なくとも十日前までに当該学校法人等に送付するものとする。

三項：一部改正〔平成一九年三月一八諸文科高四〇二号〕、見出・一・三項：一部改正〔平成一七年四月二七受文科高一〇三三・九月一三四五号〕

（法科大学院派遣法の実施に伴う掛金の計算等の特例）

第三十三条の二 施行規則第三十五条第二項本文の規定が適用される場合における国に係る掛金の計算及び納付通知書については、前条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「学校法人等」とに、当該学校法人等」とあるのは「国」と、「掛金等並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十九条の規定に基づく当該学校法人等の負担すべき毎月の拠出金（以下「子ども・子育て拠出金」という。）を「掛金」と、同条第二項中「掛金等及び子ども・子育て拠出金」を「掛金」と、「当該学校法人等」を「国」と読み替えるものとする。

2 施行規則第三十五条第二項ただし書の規定が適用される場合における前条第一項の規定の適用については、「当該学校法人等及び」とあるのは「当該学校法人等及び国並びに」とする。

本条：追加〔平成一六年三月一五諸文科高八四三三号〕、一・二項：一部改正〔平成二六年三月二五受文科高二六八五号〕、一項：一部改正〔平成一七年四月一七受文科高一一〇三三号〕、一・二項：一部改正〔平成一七年九月一七受文科高一三四五号〕

(督促状の送付)

第三十四条 事業団は、掛金等及び子ども・子育て拠出金を滞納した学校法人等に対して、納付期限を指定して、様式第二十号による督促状を送付しなければならない。

本条…一部改正・旧三十五条…繰上〔平成一五年三月一四諸文科高七二一号〕、本条…一部改正〔平成二七年四月二七受文科高一〇三号・九月一三四五号〕

第七章

理事長及び理事の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他事業団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

本章…追加〔平成二七年四月二七受文科高一〇三号〕

(助成業務方法書の準用)

第三十五条 助成業務方法書（事業団法第二十五条第一項に規定する助成業務方法書をいう。）第八章（第六十一条を除く。）の規定は、共済業務について準用する。

本条…追加〔平成二七年四月二七受文科高一〇三号〕

第八章 雑則

旧七章…繰下〔平成二七年四月二七受文科高一〇三号〕

(様式の特例)

第三十六条 事業団は、特別の事情により様式各号に定める通知書その他の書類の様式について当該様式により難いと認めるとき

共済運営規則

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（第三十四条―第三十六条）第七章程理事長及び理事の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他事業団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項・第八章 雑則（平二一）

は、その記載内容、形式等が当該様式と著しく均衡を失うことがない限りにおいて、これと異なる様式によることができる。

旧三六条…繰上〔平成一五年三月一四諸文科高七二一号〕、旧三五条…繰下〔平成二七年四月二七受文科高一〇三号〕

附 則

1 この規則は、平成十年一月一日から実施する。

2 この規則の実施の日前に、事業団法附則第五条第一項の規定により解散した私立学校教職員共済組合の業務方法書（次項において「旧業務方法書」という。）の規定によってなされた行為又は手続は、その行為若しくは手続のなされた日においてこの規則の相当する規定によってなされた行為又は手続とみなす。

3 この規則の実施の日前に交付された旧業務方法書の様式による組合員証、組合員資格証、遠隔地被扶養者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、資格喪失後継続給付証明書及び年金証書は、当分の間、この規則の様式によるものとみなす。

附 則 〔平成一二年三月三一日 諸政第四の五号〕

1 この変更は、平成十二年四月一日から実施する。

2 この変更の実施の際現に交付されている変更前の様式第十七号による年金証書は、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

3 変更後の様式第十八号は、平成十二年四月分以後の掛金及び児

童手当拠出金に係る通知について適用し、同月分前の掛金及び児童手当拠出金に係る通知については、なお従前の例による。

附 則 「平成十二年二月二七日 諸政第四の二号」

1 この変更は、平成十三年一月一日から実施する。ただし、第八条の変更規定及び様式第八号の変更規定は、平成十三年一月六日から実施する。

2 この変更の実施の際現に交付されている変更前の様式第五号による加入者証及び様式第七号による遠隔地被扶養者証は、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

3 この変更の実施の際現に存する変更前の様式第五号による加入者証及び様式第七号による遠隔地被扶養者証の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

4 平成十三年一月六日において現に交付されている変更前の様式第八号による標準負担額減額認定証は、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

5 平成十三年一月六日において現に存する変更前の様式第八号による標準負担額減額認定証の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 「平成十四年三月二九日 一三諸文科高第二三四四号」

この変更は、平成十四年四月一日から実施する。

附 則 「平成十四年一月二七日 一四諸文科高第五一四号」

1 この変更は、平成十四年十一月二十七日から実施し、平成十四年十月一日から適用する。

2 変更後の第二十三条第一項の規定は、平成十四年十月一日以後に給付事由が生じた給付の請求について適用し、同日前に給付事由が生じた給付の請求については、なお従前の例による。

3 この変更規定による変更前の様式第五号による加入者証、様式第七号による遠隔地被扶養者証及び様式第十六号による資格喪失後継続給付証明書は、当分の間、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

附 則 「平成十五年三月二日 一四諸文科高第七二二号」

1 この変更は、平成十五年四月一日から実施する。

2 平成十五年四月前の賞与等（私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十三号）第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第三十四条の二第二項に規定する賞与等をいう。）に係る特別掛金（同条第一項に規定する特別掛金をいう。以下同じ。）については、なお従前の例による。

3 この変更規定による変更前の様式第五号による加入者証、様式第七号による遠隔地被扶養者証及び様式第十六号による資格喪失後継続給付証明書は、当分の間、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

4 変更後の様式第二十号による督促状については、平成十五年四

月分以後の掛金及び児童手当拠出金について適用し、同月分前の掛金、特別掛金及び児童手当拠出金については、なお従前の例による。

附 則 〔平成一五年九月三〇日 一五諸文科高第四七二号〕

この変更は、平成十五年十月一日から実施する。

附 則 〔平成一六年三月三一日 一五諸文科高第八四三号〕

この変更は、平成十六年四月一日から実施する。

附 則 〔平成一七年四月一日 一七諸文科高第八号〕

この変更は、平成十七年四月一日から実施する。

附 則 〔平成一八年九月二九日 一八諸文科高第二六四号〕

1 この変更は、平成十八年十月一日から実施する。

2 変更後の第六条第一項、第十九条、第二十三条第三項及び第二十四条第二項の規定は、平成十八年十月一日以後に給付事由が生じた給付の請求について適用し、同日前に給付事由が生じた給付の請求については、なお従前の例による。

3 この変更の際現に交付されている変更前の様式第五号による加入者証、様式第七号による遠隔地被扶養者証、様式第八号による標準負担額減額認定証、様式第八号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証及び様式第十六号による資格喪失後継続給付証明書は、当分の間、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

4 平成十八年十月一日において現に存する変更前の様式第五号による加入者証、様式第七号による遠隔地被扶養者証、様式第八号による標準負担額減額認定証、様式第八号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証及び様式第十六号による資格喪失後継続給付証明書の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 〔平成一九年三月三〇日 一八諸文科高第四〇二号〕

1 この変更は、平成十九年四月一日から実施する。

2 この変更の実施の際現に交付されている変更前の様式第八号による標準負担額減額認定証は、当分の間、様式第八号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証とみなす。

附 則 〔平成一九年九月二八日 一九諸文科高第三七九号〕

この変更は、平成十九年十月一日から実施する。

附 則 〔平成二〇年一月二五日 一九諸文科高第三二八号〕

この変更は、平成二十年一月二十五日から実施する。

附 則 〔平成二〇年三月三一日 一九諸文科高第四〇九号〕

1 この変更は、平成二十年四月一日から実施する。

2 この変更の際現に交付されている変更前の様式第五号による加入者証、様式第七号による遠隔地被扶養者証、様式第八号による限度額適用認定証、様式第八号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証、様式第十五号による特定疾病療養受療証及び様式

第十六号による資格喪失後継続給付証明書は、当分の間、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

3 平成二十年四月一日において現に存する変更前の様式第五号に

よる加入者証、様式第七号による遠隔地被扶養者証、様式第八号による限度額適用認定証、様式第八号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証、様式第十五号による特定疾病療養受療証及び様式第十六号による資格喪失後継続給付証明書の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則 「平成二十二年二月四日二〇諸文科高第二六〇号」

この変更は、平成二十一年一月一日から実施する。

附則 「平成二十二年五月一日二二諸文科高第六〇三五号」

この変更は、平成二十一年五月一日から実施する。

附則 「平成二十二年二月二八日二二受文科高第八一五号」

1 この変更は、平成二十二年一月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

2 この変更の実施の際現に交付されている変更前の様式第十七号による年金証書及び現に送付している変更前の様式第十八号による掛金・児童手当拠出金納付通知書については、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

3 変更後の様式第二十号による督促状については、実施日以後に納期限が到来する掛金及び児童手当拠出金の督促について適用

し、実施日前に納期限の到来する掛金及び児童手当拠出金の督促については、なお従前の例による。

附則 「平成二十三年九月一〇日二三受文科高第一〇九四号」

1 この変更は、平成二十二年十月一日から実施する。

2 この変更の実施の際現に交付されている変更前の様式第五号による加入者証については、当分の間、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

3 この変更の実施の際現に交付されている変更前の様式第七号による遠隔地被扶養者証については、平成二十二年十一月三十日までの間、なお従前の例による。

4 この変更の実施の際現に交付されている変更前の様式第七号の二による高齢受給者証、様式第八号による限度額適用認定証、様式第八号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証及び様式第十五号による特定疾病療養受療証については、当分の間、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

5 平成二十二年十月一日において現に存する変更前の様式第七号の二による高齢受給者証、様式第八号による限度額適用認定証、様式第八号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証及び様式第十五号による特定疾病療養受療証の用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則 「平成二十四年三月三〇日二三受文科高第三六九六号」

この変更は、平成二十四年四月一日から実施する。

附 則 「平成二六年三月三一日 二五受文科高第二六八五号」

1 この変更は、平成二六年四月一日から実施する。

2 この変更の実施の際現に送付している変更前の様式第三号及び様式第十八号については、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

3 変更後の様式第十八号については、平成二六年四月分以降の掛金及び児童手当拠出金に係る通知について適用し、同月分前の掛金及び児童手当拠出金に係る通知については、なお従前の例による。

附 則 「平成二六年一月二九日 二六受文科高第二〇二七号」

この変更は、平成二七年一月一日から実施する。

附 則 「平成二七年四月一日 二七受文科高第一〇三三号」

1 この変更は、平成二七年四月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

2 実施日において現に存する変更前の様式第十八号、様式第十九号及び様式第二十号の用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 「平成二七年九月三〇日 二七受文科高第一三四五号」

最近改正 令和五年二月二八日五文科高第一四五七号

1 この変更は、平成二七年十月一日から実施する。

共済運営規則

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則

2 日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（以下「共済運営規則」という。）第三十一条及び第三十二条（第二項を除く。）の規定は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十八条第三項に規定する給付（この項において「旧職域加算給付」という。）について準用する。この場合において、共済運営規則第三十一条中

「施行規則第四十二条から第四十五条までの規定において読み替えて準用する厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の規定及び施行規則第五十二条の規定により厚生年金保険法による保険給付の請求を受けた場合並びに施行規則第十七条において準用する施行規則第四条の規定により退職等年金給付」とあるのは「私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第三十三号。以下「平成二十七年改正省令」という。）附則第三条、第四条、第五条及び第八条において読み替えて適用する平成二十七年改正省令による改正前の施行規則（この条及び次条において「旧施行規則」という。）の規定により旧職域加算給付」と、第三十二条第一項中「施行規則第四十二条、第四十三条又は第四十四条において準用する厚生年金保険法施行規則第三十条第一項、第三十条の二第一項若しくは第二項、第三十条の四第一項、第四十四条第一項、第

附則（平二六―平二七）

六十条第一項又は第六十条の二第一項」とあるのは「旧施行規則第二十四条第一項、第三項、第四項若しくは第六項、第三十一条第一項又は第三十三条の六第一項」と、「提出があった場合」とあるのは「提出があった場合（平成二十七年改正省令附則第十条の規定により請求書の提出を省略した場合を含む。）と、「厚生年金保険法による保険給付」とあるのは「旧職域加算給付」と、「交付する」とあるのは「交付する。この場合において、同様式中「（平）共済給付金等」とあるのは「（平）共済給付金等」とする」と、同条第三項中「施行規則第二十一条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項若しくは第二項」とあるのは「旧施行規則第二十一条第一項又は平成二十七年改正省令附則第十条第五項において準用する施行規則第二十一条第二項」と、同条第四項中「施行規則第二十条第一項本文又は第五十条第一項本文」とあるのは「旧施行規則第二十条第一項」と、「提出があったとき」とあるのは「提出があったとき（平成二十七年改正省令附則第十条の規定により届書の提出を省略したときを含む。）」と読み替えるものとする。

3 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付については、この規定による変更前の日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（以下「旧運営規則」という。）第三十一条及び第三十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧運

営規則第三十一条第一項中「施行規則」とあるのは「私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第三十三号。以下「平成二十七年改正省令」という。）による改正前の施行規則（次条において「旧施行規則」という。）と、第三十二条第一項中「施行規則」とあるのは「旧施行規則」と、「年金証書を交付する」とあるのは「年金証書（日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則の一部変更について（平成二十七年九月三十日二七受文科高第一三四五号）による変更後の様式第十七号による年金証書をいう。以下この条において同じ。）を交付する。この場合において、同様式中「（平）共済給付金等」とあるのは「（平）共済給付金等」とする」と、同条第二項中「共済法」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）による改正前の共済法」と、「組合法」とあるのは「平成二十四年一元化法による改正前の組合法」と、「施行規則」とあるのは「旧施行規則」と、同条第三項中「施行規則第二十一条第一項」とあるのは「旧施行規則第二十一条第一項又は平成二十七年改正省令附則第十八条の二第二項において準用する施行規則第二十一条第二項」と、同条第四項中「施行規則」とあるのは「旧施行規則」と、同条第五項中「施行規則」とあるのは「旧施行規則」と、

「提出があったとき」とあるのは「提出があったとき（平成二十七年改正省令附則第十八条の規定により改氏名に関する届書の提出を省略したときを含む。）」と、同条第六項中「施行規則」とあるのは「旧施行規則」とする。

4 この変更の際現に送付している変更前の様式第一号、様式第二号及び様式第二十号並びに現に交付されている様式第六号及び様式第十七号については、この変更規定による変更後の様式とみなす。

5 変更後の様式第十八号及び様式第十九号については、平成二十七年十月分以降の掛金等及び子ども・子育て拠出金に係る通知について適用し、同月分前の掛金及び子ども・子育て拠出金に係る通知については、なお従前の例による。

6 当分の間、第三十二条の規定の適用については、同条中「第三十条の二第二項若しくは第二項」とあるのは「第三十条の二第二項」と、「又は第六十条の二第二項」とあるのは「第六十条の二第二項又は私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第三十三号）附則第二十三条において準用する同令第一条による改正前の施行規則第二十四条第四項」とする。

二・三項…一部改正（令和五年二月五文科高一四五七号）

附 則 「平成二十八年九月三〇日 二八受文科高第一二四二号」

共済運営規則

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則

この変更は、平成二十八年十月一日から実施する。

附 則 「平成二十九年三月三二日 二八受文科高第三二〇八号」

この変更は、平成二十九年四月一日から実施する。

附 則 「平成二十九年七月三二日 二九受文科高第七八九号」

この変更は、平成二十九年八月一日から実施する。

附 則 「平成三〇年七月二七日 三〇受文科高第六一六号」

この変更は、平成三十年八月一日から実施する。

附 則 「令和元年七月三日 元受文科高第三二三号」

1 この変更は、令和元年七月三日（次項において「実施日」という。）から実施する。

2 実施日において現に存する変更前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 「令和二年三月一九日 元文科高第一二四二号」

この変更は、令和二年四月一日から実施する。

附 則 「令和二年九月三〇日 二受文科高第九五三号」

1 この変更は、令和二年十月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

2 実施日において現に送付している変更前の様式第一号から様式第三号まで並びに現に交付されている様式第五号から様式第八号の二まで、様式第十五号及び様式第十六号については、当分の間、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

附則（平二八―令二）

一六七三

- 3 実施日において現に存する変更前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則

〔令和二年一月二日 受文科高第一二八号〕

- 1 この変更は、令和三年一月一日（次項において「実施日」という。）から実施する。

- 2 実施日において現に送付している変更前の様式第二十号については、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

附 則

〔令和三年三月一日 受文科高第一六二五号〕

- 1 この変更は、令和三年三月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

- 2 実施日において現に交付している変更前の様式第五号、様式第七号から様式第八号の二まで及び様式第十五号については、当分の間、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

- 3 実施日において現に存する変更前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則

〔令和四年九月三〇日 四文科高第九七八号〕

- 1 この変更は、令和四年十月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

- 2 事業団は、この変更規定による変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則の規定にかかわらず、当分の間、この変更規定による変更前の様式第七号の二による高齢受給者証、様式第

八号による限度額適用認定証、様式第八号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証及び様式第十五号による特定疾病療養

受療証（以下「旧高齢受給者証等」という。）を交付することができる。この場合において、旧高齢受給者証等は、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

- 3 実施日において現に送付している変更前の様式第三号及び現に交付されている旧高齢受給者証等は、当分の間、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

- 4 実施日において現に存する変更前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則

〔令和四年二月二八日 四文科高第一四三九号〕

この変更は、令和五年一月一日から実施する。

附 則

〔令和五年二月二八日 五文科高第一四五七号〕

この変更は、令和六年一月一日から実施する。

附 則

〔令和六年三月二八日 五文科高第二二七二号〕

- 1 この変更は、令和六年四月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

- 2 実施日において現に交付している変更前の様式第八号及び様式第八号の二並びに現に送付している変更前の様式第二十号については、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

- 3 実施日において現に存する変更前の様式による用紙は、当分の

間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 〔令和六年十一月二十九日 六文科高第一四〇九号〕

1 この変更は、令和六年十二月二日（以下「実施日」という。）から実施する。

2 事業団は、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第五十三条の二第一項前段に規定する場合において、必要があると認めるときは、当分の間、この変更規定による変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則第十一条第一項の規定にかかわらず、職権で、加入者に対し、資格確認書を交付することができる。

3 実施日において現に交付している変更前の様式第七号の二、第八号、第八号の二及び第十五号については、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

4 実施日において現に存する変更前の様式第七号の二、第八号、第八号の二、第十三号及び第十五号による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

確 認 通 知 書 (2)												令和 年 月 日				
東京都文京区湯島1丁目7番5号 日本私立学校振興・共済事業団 印 共済事業本部																
異 動 内 容		加入者等記号・番号			加 入 者 氏 名			生 年 月 日		性別		今 回 確 認 年 月 日				
種別	今 回 確 認 内 容				確 認 前											
	改定年月 ／支給年月	報酬月額 ／賞与等額	区分	等級	標準報酬 ／標準賞与	賞 与	等 区 分	改定年月 ／支給年月	報酬月額 ／賞与等額	区分	等級	標準報酬 ／標準賞与	賞 与	等 区 分		
			短期等								短期等					
			年金								年金					

本表…全部改正〔平成15年3月14諸文科高721号〕、一部改正〔平成27年9月27受文科高1345号・令和元年7月元受文科高313号・2年9月2受文科高953号〕

様式第三号（第十条関係）

			令和 年 月 日
確 認 通 知 書			(3)
			東京都文京区湯島 1 丁目 7 番 5 号
			日本私立学校振興・共済事業団
			共済事業本部
加入者等記号・番号			加入者氏名
			確 認 年 月 日
申 出 事 由			
確 認 内 容			
休業期間 産休免除 出産見数	出産予定年月日 出産年月日		
休業期間 育休免除 子の氏名	子の生年月日		
免除期間	確 認 前 (自・至)	確 認 後 (自・至)	
産休免除			
育休免除			

削除〔平成 一五年三月 一四諸文科高七二一 号〕

本表…全部改正〔平成17年 4月17諸文科高 8 号・26年 3月25受文科高2685号〕、一部改正〔令和元年 7月元受文科高313号・ 2 年 9月 2 受文科高953号・ 4 年 9月 4 文科高978号〕

(表面)

私立学校教職員共済 資格確認書		【本人】加入者	発行番号
記号	番号	令和 年 月 日交付	校番
氏 名	生 年 月 日	年 月 日	性別
資格取得年月日	有 効 期 限	年 月 日	
保険者所在地		日本私立学校振興・共済事業団	
保険者番号・名称		印	

(裏面)

保険証を受けようとするときは、この確認書を保険証申請等の窓口に提出してください。

住所

※以下の欄に記入することにより、保険提供に関する意思を表示することができます。
(記入は自由です。) 記入する場合は1.2.3.のいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、保険後及び心臓が停止した状態のいずれでも移行の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した状態に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)

【 心臓 ・ 肺 ・ 肝臓 ・ 腎臓 ・ 脾臓 ・ 小腸 ・ 眼球 】

【特記欄：

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：

備考

1. 紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
3. 必要があるときは、各種の記號を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
4. 任意継続加入者については、本資格確認書表面に「任意継続」と表示し、資格取得年月日欄には任意継続加入者となった日を記載すること。
5. 加入者に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに、住所欄に住所を記入して大切に保管すること。
 - (2) 疾病医療関係において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認書を受取るが、資格確認書を（前記交付者証の交付を受けた者については、資格確認書に受取る旨を記載する）提出すること。
 - (3) 資格確認書を受けるときに支払う金額は、学校教育費前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険料額の費用（入院費の食事療養に要する費用を除く）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、前記交付者証に示す割合であること。
 - (4) 加入者の資格がなくなつたときは、遅滞なく、資格確認書を事業団に返納すること。
 - (5) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、事業団に提出して訂正を受けること。
 - (6) 有効期限を超過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を超過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求めないこと。
 - (7) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

(表面)

私立学校教職員共済 資格確認書		【家族】被扶養者	発行番号
記号	番号	令和 年 月 日交付	校番
氏名	性別		
生年月日	年月日		
認定年月日	年月日		
加入者氏名			
有効期限	年月日		
保険者所在地			
保険者番号・名称		日本私立学校振興・共済事業団	印

(裏面)

保険証を受けようとするときは、この確認書を保険証申請等の窓口に提出してください。

住所

※以下の欄に記入することにより、保険提供に関する意思を表示することができます。
(記入は自由です。) 記入する場合は1.2.3のいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、保険後及び心臓が停止した状態のいずれでも移行の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した状態に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)

【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼珠】

【特記欄：

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)：)

家族署名(自筆)：)

備考

1. 紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、横45センチメートル、縦86センチメートルとする。
3. 必要あるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所定の変更を加えることとする。
4. 任意継続加入者の被扶養者については、資格確認書表面に「任意継続」と表示すること。
5. 加入者又はその被扶養者に欠け掲げる事項を周知するものとする。
 - (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに、住所欄に住所を記入して大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認書を受け、資格確認書を（高齢受給者証の交付を受けた者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出すること。（資格取得後、前（6世帯の誕生日の直前以後の最初）の3月31日（主））の場合は、保険給付の取扱い（入院時の食事療養に要する費用を除く）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、高齢受給者証に示す割合であること。
 - (4) 加入者の資格がなくなつたとき又は被扶養者がその要件を欠くに至つたときは、遅滞なく、資格確認書の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく、事業団に提出して訂正を受けること。
 - (5) 資格確認書の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく、事業団に提出して訂正を受けること。
 - (6) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求め、不正に資格確認書を使用した者は、用法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
 - (7) 不正に資格確認書を使用した者は、用法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

本表…一部改正〔平成12年12月諸政4の12号、14年11月14諸文科高514号・15年3月721号・18年9月18諸文科高264号・20年3月19諸文科高409号〕、全部改正〔平成22年9月22受文科高1094号〕、一部改正〔令和元年7月元受文科高313号・2年9月2受文科高953号・3年3月2受文科高1625号〕、全部改正〔令和6年11月6文科高1409号〕

(裏)

注 意 事 項

1. この証は、私立学校教職員共済制度の年金等給付のみを受ける加入者に交付するものです。

2. この証では、保険診療は受けられません。

3. この証の交付を受けたときは、直ちに、住所欄に住所を記入してください。

(表)

私立学校教職員共済加入者資格証				
加入者等記号・番号				
加 入 者	氏 名			
	性 別			
生 年 月 日				
住 所				
資 格 取 得 年 月 日				
学 校 等	所 在 地			
	名 称			
発 行 機 関	所 在 地	東京都文京区湯島 1 丁目 7 番 5 号		
交 付 年 月 日	名 称 及 び 印	日本私立学校振興・共済事業団 国 共済事業本部		

本表…一部改正〔平成27年 9 月27受文科高1345号・令和 2 年 9 月 2 受文科高953号〕

(裏)

注 意 事 項
1. この証の交付を受けたときは、直ちに、住所欄に住所を記入し、大切に保持してください。
2. 保険医療機関等について診察を受けようとするときには、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を資格確認書に添えて渡してください。
3. 加入者の資格がなくなつたとき、被扶養者でなくなつたとき又は有効期限に達したときは、直ちに、この証を学校法人等を経て事業団に返してください。
4. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。
5. 表面の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく、事業団に報告のうえ訂正を受けてください。

(表)

私立学校教職員共済高齢受給者証			
交付			
加 入 者	記 号	番 号	(枝番)
氏 名			
生 年 月 日			
対 氏 名			
象 生 年 月 日			
者 住 所			
発 効 年 月 日			
有 効 期 限			
一部負担金の割合			
所 在 地	東京都文京区湯島1丁目7番5号		
発 行 機 関 名 称 及 び 印	日本私立学校振興・共済事業団 印		

本表……一部改正〔平成12年12月諸政4の12号・14年11月14諸文科高614号・15年3月721号・18年9月18諸文科高264号・20年3月19諸文科高409号〕、全部改正〔平成22年9月22受文科高1094号〕、一部改正〔令和元年7月元受文科高313号・2年9月2受文科高653号・3年3月2受文科高1625号〕、全部改正〔令和5年11月6文科高1409号〕

(表)

私立学校教職員共済 限度額適用認定証				
交付				
加入者	記 号		番 号	(枝番)
	氏 名			
	生 年 月 日			
適用対象者	氏 名			
	生 年 月 日			
	住 所			
発 効 年 月 日				
有 効 期 限				
適 用 区 分				
発行機関	所 在 地	東 京 都 文 京 区 湯 島 1 丁 目 7 番 5 号		
	保 険 者 番 号 名 称 及 び 印	日 本 私 立 学 校 振 興 ・ 共 済 事 業 団 共済事業本部 印		

マイナ保険証(※)を利用すれば、事前の手続きなく、
高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、
マイナ保険証をぜひご利用ください。
※ 電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

(裏)

注 意 事 項

1. この証の交付を受けたときは、直ちに、住所欄に住所を記入し、大切に保持してください。
2. この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
3. 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を資格確認書に添えて渡してください。
4. 加入者の資格がなくなったとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、直ちに、この証を学校法人等を経て事業団に返してください。
5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。
6. 表面の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、事業団に報告のうえ訂正を受けてください。

本表…一部改正[平成12年12月諸政4の12号・18年9月18諸文科高264号]、全部改正[平成19年3月18諸文科高402号]、一部改正[平成20年3月19諸文科高409号・22年9月22受文科高1094号・24年3月23受文科高3696号・令和2年9月2受文科高953号・3年3月2受文科高1625号・4年9月4文科高978号]、全部改正[令和6年3月5文科高2272号]、一部改正[令和6年11月6文科高1409号]

(表)

私 立 学 校 教 職 員 共 済 限 度 額 適 用 ・ 標 準 負 担 額 減 額 認 定 証				
交付				
加 入 者	記 号		番 号	(枝番)
	氏 名			
	生 年 月 日			
適 用 ・ 減 額 対 象 者	氏 名			
	生 年 月 日			
	住 所			
発 効 年 月 日				
有 効 期 限				
適 用 区 分				
長 期 入 院 該 当				事業 団印
発 行 機 関	所 在 地	東 京 都 文 京 区 湯 島 1 丁 目 7 番 5 号		
	保 険 者 番 号 名 称 及 び 印	日 本 私 立 学 校 振 興 ・ 共 済 事 業 団 印 共済事業本部		

マイナ保険証(※)を利用すれば、高額療養費制度に
おける限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用・標準負担額減額認定証の提示は不要と
なりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。
※ 電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

(裏)

注 意 事 項

1. この証の交付を受けたときは、直ちに、住所欄に住所を記入し、大切に保持してください。
2. この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
 - (1) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
 - (2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額とします。
3. 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を資格確認書に添えて渡してください。
4. 加入者の資格がなくなったとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、直ちに、この証を学校法人等を経て事業団に返してください。
5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。
6. 表面の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、事業団に報告のうえ訂正を受けてください。

本表…追加[平成14年11月14諸文科高514号]、一部改正[平成18年9月18諸文科高264号・20年3月19諸文科高409号・22年9月22受文科高1094号・24年3月23受文科高3696号・令和2年9月2受文科高953号・3年3月2受文科高1625号・4年9月4文科高978号]、全部改正[令和6年3月5文科高2272号]、一部改正[令和6年11月6文科高1409号]

診療報酬（医科）領収済証明書										当院の区分	
療養者氏名			生年		性別		保険医療機関			非保険医療機関	
			昭・平・令 年生		男・女						
傷病名		診療開始日		療養期間		至					
(1)		令和 年 月 日	令和 年 月 日								
(2)		令和 年 月 日	令和 年 月 日								
(3)		令和 年 月 日	令和 年 月 日								
⑪ 初診	時間外・休日・深夜	回	円	診療実日数	転帰		帰止				
⑫ 再診	再来管理加算 外間外加算 休日夜加算 深夜加算	× × × ×	回 回 回 回	円 円 円 円							
⑬ 指導指			回	円							
⑭ 在宅住宅に在る患者の緊急訪問診療	往夜深在之薬	診間急問他剤	回 回 回	円 円 円 円							
⑯ 投薬	内服調剤 外用調剤 麻酔薬 その他	単位 単位 単位 単位	× × ×	円 円 円 円							
⑰ 注射	皮下筋肉内他	皮静脈の	回 回 回	円 円 円							

[illegible]

診 療 報 酬 （ 調 剤 ） 領 収 済 証 明 書									
療 養 者 氏 名			生 年		性 別	医 師 名			
			昭・平・令 年生		男・女				
医 療 機 関			所在地						
			名 称						
処方 月 日	調剤 月 日	処 方			調剤 数量	調 剤 報 酬			
		医薬品名・規格・用量・剤型・用法		単位薬剤料		薬剤料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
・	・				円		円	円	
・	・								
・	・								
・	・								
・	・								
・	・								
・	・								
・	・								
・	・								
・	・								
・	・								
・	・								
・	・								
※ 投薬内容 内 服 種類× 日分 種類× 日分 種類× 日分 屯 服 種類× 回分 外 用 種類× 回分									
処方せん受付 回数		回		調 剤 基 本 料		円			
摘 要				投薬特別指導料		円			
				合 計		円			
上記の金額は、自費診療扱いで領収済であることを証明します。 令和 年 月 日 郵便番号（ — ） 所 在 地 TEL 薬 局 名 称 氏 名									

本表…一部改正[令和元年7月元受文科高313号・3年3月2受文科高1625号・4年9月4文科高978号]

診 療 報 酬 （ 整 復 ） 領 収 済 証 明 書													
療 養 者 氏 名			生 年		性 別	負 傷 の 原 因							
			昭・平・令 年生		男・女								
負 傷 名			負傷年月日		療 養 期 間								
					自		至						
(1)			令和 年 月 日		令和 年 月 日		令和 年 月 日						
(2)			令和 年 月 日		令和 年 月 日		令和 年 月 日						
(3)			令和 年 月 日		令和 年 月 日		令和 年 月 日						
負 傷 の 経 過							転 帰						
							1	2	3	4			
							治 ゆ	中 止	転 医	継 続			
種 別	初検料	基 本 初 検 料		円		摘要							
		加算	時間外、休日、 深夜		円								
	往療料	km	夜間、難路		回						円		
		回	暴風雨雪										
	整復料 固定料 施療料		円		円								
	後療料	回	円		円								
	電法料	回	円		円								
	金属副 子加算	大型 中型 小型	円		円								
合 計				円									
上記の金額は、自費診療扱いで領収済であることを証明します。 令和 年 月 日 郵便番号 (—) 整 復 師 所 在 地 T E L 氏 名													

(表)

状 況 報 告 書														
加 入 者 等 記 号・番 号					加入者氏名	担当職務	療養者名	続柄	生 年 月 日					
県コード	学種	学校番号	個人番号	校番					3 4 5	昭 平 令	年	月	日	
1	発 生 日 時				令和 年 月 日（ 曜日） 午前 時 分 午後 時 分									
2	勤務時間	事故日に勤務した時間			時 分 ～ 時 分									
		事故日に勤務すべき時間			時 分 ～ 時 分									
3	ど う い う と き に				勤 務 中 依命行為中 校務出張中 通勤途上（通常の経路寄り道中） 休憩時間中 私的行為中 その他（ ）									
4	どこで	学 園 内			教室、事務室、廊下、体育館、校庭、グラウンド、その他（ ）									
		学 園 外			スクールバス（送・迎）、自宅、路上、その他（ ）									
5	労 災 保 険 加 入				有（昭和・平成・令和 年 月 日加入） ・ 無									
6	発 生 時 の 状 況				労基署名： 担当者名： 連絡先： 不該当の理由：									
7	治 療 の 状 況				傷病名									
					医療機関の名称	治療費の種別	治療を受けた期間							
						自費 保険診療 自賠 労災	自至	年	月	日	治療中			
						自費 保険診療 自賠 労災	自至	年	月	日	治療中			
						自費 保険診療 自賠 労災	自至	年	月	日	治療中			
						自費 保険診療 自賠 労災	自至	年	月	日	治療中			
8	交通 による 事故等 第三者 加害行為に よる	加 害 者 氏 名					勤務先の名称							
		住 所					勤務先の所在地							
		連絡先（電話番号）					雇 用 主 氏 名							
		相手方との話し合い			有・無									
		示 談	成 立	令和 年 月 日成立（示談書の写しを添付のこと。）										
			進行中											
		自 賠 責 請 求			有・無	令和 年 月 日受 領 請求中 円								
上記及び裏面のとおり報告します。 令和 年 月 日 日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿								郵便番号（ ） 住 所 T E L 氏 名						
上記及び裏面の報告は事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日								郵便番号（ ） 所 在 地 T E L 学校法人等名 代 表 者 名						

(裏)				
通 勤 途 上 災 害 に 係 る 状 況 報 告				
災害発生日等	日	時	令和 年 月 日	午前 午後 時 分頃
	場	所		
災害発生状況	住居を離れた時刻		午前 午後 時 分頃	
	就 業 場 所			
	就業開始予定時刻		午前 午後 時 分頃	
	就業終了予定時刻		午前 午後 時 分頃	
	就業場所を離れた時刻		午前 午後 時 分頃	
①通常の通勤経路・方法及び所要時間 ②災害発生の日に住居又は就業の場所から災害発生の場所に至った経路・方法・所要時間等（図示）		(通常の通勤所要時間 時間 分)		
災害の原因 及 び 発 生 状 況				

本表…一部改正[令和元年7月元受文科高313号・2年9月2受文科高953号・3年3月2受文科高1625号・6年11月6文科高1409号]

災 害 状 況 明 細 書									
加 入 者 等 記 号・番 号					加 入 者 氏 名		被扶養者の有無	被扶養者有の場合 は同居・別居の別	
県コード	学種	学校番号	個人番号	枝番					
							有・無	同 居 ・ 別 居	
住	加入者の住居	1	自宅間 借借その他 ()	総面積	㎡		家屋の時価	円	
		2		被害面積	㎡		家屋の損害額	円	
		3		構 造	木 造 鉄 骨 その他 ()	形 態	平 屋 二 階 建 集合住宅 (居住階数階)		
		4							
居	別居被扶養者	1	自宅間 借借その他 ()	総面積	㎡		家屋の時価	円	
		2		被害面積	㎡		家屋の損害額	円	
		3		構 造	木 造 鉄 骨 その他 ()	形 態	平 屋 二 階 建 集合住宅 (居住階数階)		
		4							
の	災害原因				災害状況				
		加居 (各部屋の面積又は畳数も記入し、被災箇所を赤線等で明示すること。)							
		別の居住被扶養者 (各部屋の面積又は畳数も記入し、被災箇所を赤線等で明示すること。)							
		被扶養者の住所 〒							
家財の部	品 名			総数量	時 価	被 害 数	被 害 額	備考 (全焼、半焼、補修等の説明)	
					円		円		
	計				円		円		
浸水状況	床 上 浸 水		土砂流入の程度		床上浸水期間		最高水位を示した日		
	cm		cm		日間 時間		令和 年 月 日		
上記のとおり事実と相違ないことを報告します。 令和 年 月 日 (フリガナ) 加入者氏名									
上記の報告は事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日 学校法人等名 代 表 者 名									

様式第十五号（第二十五条関係）

(表)

私 立 学 校 教 職 員 共 済 特 定 疾 病 療 養 受 療 証				
交付日				
認 定 疾 病 名				
受 診 者	氏 名			
	生 年 月 日			
	住 所			
加 入 者	記 号		番 号	(枝番)
	氏 名			
	生 年 月 日			
発 効 日		から有効		
自己負担限度額				
発 行 機 関	所 在 地	東京都文京区湯島 1 丁目 7 番 5 号		
	保険者番号 名称及び印	日本私立学校振興・共済事業団 印 共済事業本部		

(裏)

注 意 事 項

1. この証の交付を受けたときは、直ちに、住所欄に住所を記入し、大切に保持してください。
2. この証によって認定疾病に係る保険診療を受ける場合は、窓口で支払う一部負担金等の額は、保険医療機関等又は保険薬局等ごとに1か月に表面に記載された自己負担限度額を最高限度額とします。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を支払うことになります。
3. 保険医療機関等又は保険薬局等について認定疾病に係る保険診療を受けようとする場合において、資格確認書を提出することにより加入者又は被扶養者であることの確認を受ける場合には、この証を資格確認書に添えてその窓口で渡してください。
4. 加入者の資格がなくなったとき又は被扶養者でなくなったときは、直ちに、この証を事業団に返してください。
5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。
6. 表面の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、事業団に報告のうえ訂正を受けてください。

本表…一部改正[平成18年9月18諸文科高264号・20年3月19諸文科高409号・22年9月22受文科高1094号・令和2年9月2受文科高953号・3年3月2受文科高1625号・4年9月4文科高978号・6年11月6文科高1409号]

様式第十六号（第二十七条関係）

(2)

傷病名	有効期間	
(1) 初診日	自	
	至	
(2) 初診日	自	
	至	
(3) 初診日	自	
	至	
(4) 初診日	自	
	至	
(5) 初診日	自	
	至	

(表)

(1)

私立学校教職員共済 資格喪失後継続給付証明書						
加入者であつた者	記号		番号	(枝番)		
	氏名				性別	
	生年月日					
	住所					
療養者	記号		番号	(枝番)		
	氏名				性別	
					続柄	
	生年月日					
	住所					
交付年月日						
発行機関	所在地	東京都文京区湯島1丁目7番5号				
	保険者番号 名称及び印	日本私立学校振興・共済事業団 印 共済事業本部				

(4)

注 意 事 項

- 1 この証の交付を受けたときは、直ちに、住所欄に住所を自署し、大切に保持してください。
- 2 不要な文字は※で消してあります。
- 3 この証で診療を受けたときは、次の額をそのつど支払ってください。
 - (1) 保険診療の費用（(2)の費用を除く。）
 - ア 加入者であった者 3割に相当する額
ただし、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、高齢受給者証に記載された一部負担金の割合に相当する額となります。
 - イ 被扶養者であった者 3割に相当する額
ただし、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は2割に相当する額、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は高齢受給者証に記載された一部負担金の割合に相当する額となります。
 - (2) 入院時の食事療養又は生活療養に要する費用 定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額
- 4 この証の有効期間が満了したとき又は診療を受けていた傷病が治り、この証が不要となったとき等の場合は、遅滞なく事業団に返してください。
- 5 この証の有効期間が満了した後に、さらに診療を受ける必要があるときは、新たにこの証を受ける手続をしてください。
この場合には、不要となったこの証を添えることになっています。
- 6 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

(裏)

(3)

療 養 給 付 記 録

傷 病 名	開 始 年 月 日	入 院 年 月 日	終 了 年 月 日	転 帰	請 求 金 額	認 印

（表）

日本私立学校振興・共済事業団		
年金証書		
年金の種類	年金証書記号番号	
	基礎年金番号	年金コード
受給権者の氏名		
受給権者生年月日		
受給権発生年月		
厚生年金保険法により、上記の年金を決定したことを証します。		
年	月	日
日本私立学校振興・共済事業団理事長		印

（裏）

注 意 事 項
1 この年金証書は、あなたが日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」という。）から年金を受ける権利を有することを証明する書類ですから、大切に保管してください。 2 年金額については、同封の「決定・改定・支給年金額変更通知書」に記載してあります。 3 次に掲げる事由に該当したときは、受給権者又は遺族は、年金証書を私学事業団に提出してください。 (1) 年金証書の記載事項に異動が生じたとき。 (2) 受給権者が、この年金を受ける権利を失ったとき、又は死亡したとき。 (3) 私学事業団から、この年金証書の提出を求められたとき。 4 年金証書を紛失、又は著しく損傷したときは、私学事業団に連絡してください。 5 年金の支給期月は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月で、それぞれ前月までの2ヵ月分が支給されます。 ※上記以外の届け出・手続き等については、「年金者のしおり」をご確認ください。

本表…全部改正[平成12年3月諸政4の5号]、一部改正[平成14年3月13諸文科高2244号・21年12月21受文科高815号]、全部改正[平成27年9月27受文科高1345号]

(表)

日本私立学校振興・共済事業団	
年金証書	
年金の種類	年金証書記号番号
	基礎年金番号
受給権者の氏名	
受給権者生年月日	
受給権発生年月	
私立学校教職員共済法により、上記の年金を決定したことを証します。	
年 月 日	日本私立学校振興・共済事業団理事長 印

(裏)

注 意 事 項
1 この年金証書は、あなたが日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」という。）から年金を受ける権利を有することを証明する書類ですから、大切に保管してください。
2 年金額については、同封の「決定・改定・支給年金額変更通知書」に記載してあります。
3 次に掲げる事由に該当したときは、受給権者又は遺族は、年金証書を私学事業団に提出してください。
(1) 年金証書の記載事項に異動が生じたとき。
(2) 受給権者が、この年金を受ける権利を失ったとき、又は死亡したとき。
(3) 私学事業団から、この年金証書の提出を求められたとき。
4 年金証書を紛失、又は著しく損傷したときは、私学事業団に連絡してください。
5 年金の支給期月は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月で、それぞれ前月までの2ヵ月分が支給されます。
※上記以外の届け出・手続き等については、「年金者のしおり」をご確認ください。

本表…追加〔平成27年9月27受文科高1345号〕

様式第十八号（第三十三条関係）

(1)

掛 金 等 納付通知書
子ども・子育て拠出金

(領 収 書)

令和 年 月 分

金 額	億	千	百	十	万	千	百	十	円	納 期 限 令和 年 月 日

この金額を納期限内
に取扱金融機関に払い
込んでください。

なお、取扱金融機関
の収納印をもって領収
書に代えます。

払 込 人 住 所 氏 名										
	学校法人等代表者殿									
	(収納印欄)									

令和 年 月 日

日本私立学校振興・共
済事業団
理事長 印

(2)

令和 年 月 分		掛金等及び子ども・子育て拠出金の率 (単位: %, 人, 千円)										
掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知期内訳		報酬 賞与		短期 (福祉) 掛金1	短期 (福祉) 掛金2	介護掛金		加入者保険料	退職等年金納付掛金	子ども・子育て拠出金		
掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知額 円		掛金等区分 短期 (福祉) 掛金1 短期 (福祉) 掛金2		加入者数	標準報酬合計	加入者数	標準賞与合計	掛金等区分 年 金 産休育休	加入者数	標準報酬合計	加入者数	標準賞与合計
掛金等及び子ども・子育て拠出金内訳		介護掛金										
(単位: 円)												
掛金等区分		当月掛金等	掛金等免除額	異動増額	異動減額	補助金調整額	前納・過納額	通知額	翌1年度異動減額	翌1年度減納・過納額		
短期 (福祉) 掛金1		報酬										
短期 (福祉) 掛金2		賞与										
		計										
介護掛金		報酬										
		賞与										
		計										
加入者保険料		報酬										
		賞与										
		計										
退職等年金給付掛金		報酬										
		賞与										
		計										
子ども・子育て拠出金		報酬										
		賞与										
		計										
合 計												

本表…全部改正〔平成12年3月諸政4の5号〕、一部改正〔平成15年3月14諸文科高721号・19年9月19諸文科高379号・21年12月21受文科高815号・26年3月25受文科高265号・27年4月27受文科高103号・9月1345号・令和元年7月元受文科高313号〕

様式第十九号（第三十三条関係）

令和 年 月 分

掛金等納付通知書
子ども・子育て拠出金（口座振替（自動払込）額のお知らせ）

今回の掛金等及び子ども・子育て拠出金の額は、以下のとおりです。
この金額は、振替（払込）日に貴校（園）の取引金融機関において、預金口座から口座振替（自動払込）の処理をいたします。

金額	十億	千	百	十	万	千	百	十	円	振替（払込）年月日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

学校法人等代表者殿

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	納期限
口座名義人	

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 国

令和 年 月 分

掛金等領収書
子ども・子育て拠出金

前回の掛金等及び子ども・子育て拠出金の額は、以下のとおりです。
この金額は、振替（払込）日に事業団の取引金融機関において、口座振替（自動払込）により、領収しました。

金額	十億	千	百	十	万	千	百	十	円	振替（払込）年月日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

学校法人等代表者殿

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	納期限
口座名義人	

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 国

本表……一部改正〔平成14年 3 月13諸文科高244号〕、全部改正〔平成19年 3 月18諸文科高402号〕、一部改正〔平成19年 9 月19諸文科高379号・27年 4 月27受文科高103号・ 9 月1345号・令和元年 7 月元受文科高313号〕

学校法人等代表者 殿

督促状

令和	年	月分	掛金等・拠出金						円
内 訳	掛金等								円
	子ども・子育て拠出金								円

（令和 年 月 日入金現在による）

上記の金額が未納となっています。
先に送付している納付通知書により

指定期限 令和 年 月 日

までに事業団指定の金融機関に納付してください。

<ご 注 意>

標記の掛金等及び子ども・子育て拠出金を指定期限内に納付しないときは、私立学校教職員共済法第30条第3項及び同法附則第28項並びに子ども・子育て支援法第71条の規定に基づき、納期限の翌日から掛金等及び子ども・子育て拠出金完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じて、年14.6%又は延滞税特例基準割合（※）に年7.3%の割合を加算した割合のいずれか低い割合（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3%又は延滞税特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれか低い割合）で延滞金を別途徴収します。

また、指定期限を過ぎても納付されないときは、財産差押えの処分を受けることもありますので、ご注意ください。

なお、この督促状と行き違いに払込済の場合はあしからずご了承願います。

※延滞税特例基準割合とは、租税特別措置法第94条第1項に規定する延滞税特例基準割合をいい、同法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合です。

令和 年 月 日

日本私立学校振興・共済事業団
理 事 長



本表…一部改正・旧様式22号…繰上[平成15年3月14諸文科高721号]、全部改正[平成21年12月21受文科高815号]、一部改正[平成26年12月26受文科高2027号・27年4月27受文科高103号・9月1345号・令和元年7月元受文科高313号・2年12月2受文科高1288号・6年3月5文科高2272号]

